

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

日時	平成29年10月17日（火） 午後6時30分から午後8時40分まで
場所	セントラル旭川ビル 4階会議室
出席者	参加者：阿部三重子氏，阿部路子氏，江口尚文氏，芝生俊明氏，平泉美智子氏， 森田茂紀氏 計6名 事務局：大鷹社会教育部長，松田次長，樽井社会教育課長，本間主幹， 友田課長補佐，山崎文化振興係長，堺井主査，辻村，米田，岩本 計10名
公開・非公開の別	公開
傍聴者	なし
会議資料	資料1 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会開催要綱 資料2 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会参加者名簿 資料3-1 懇談会の運営方法について（案） 資料3-2 傍聴者のみなさまへのお願い 資料4-1 社会教育活動補助金について 資料4-2 社会教育活動補助金交付要綱 資料5-1 旭川市文化芸術事業補助金について 資料5-2 旭川市文化芸術事業補助金募集要綱 資料5-3 旭川市文化芸術事業補助金交付要綱 参考資料 文化芸術事業補助金制度に関するアンケート調査結果集計 参考資料 社会教育活動補助金交付状況／旭川市文化芸術事業補助金交付状況
次第	1 開会 2 社会教育部長挨拶 3 懇談会の設置概要について 4 懇談会参加者自己紹介及び事務局紹介 5 進行役の互選 6 議題 （1）懇談会の運営方法について ア 公開・非公開 イ 会議録の作成方法・公表内容 （2）補助金制度について ア 制度概要の説明 イ 検討の視点 （3）意見交換 （4）今後の日程 ア 懇談会のスケジュール イ 次回日程の調整 7 その他 8 閉会

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

事務局	<p>御案内の時刻となりましたので、ただ今より第1回旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、旭川市教育委員会社会教育課主幹でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。</p> <p>初めに、旭川市教育委員会社会教育部長から御挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃から本市の社会教育行政に御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本市では、本日お集まりいただいている皆様をはじめ、多くの市民の方々が、読み聞かせや子供達の自然のふれあいなどといった社会教育活動でありますとか、音楽や美術といった文化芸術に係わる活動に取り組んでいます。</p> <p>この懇談会におきまして、皆様に検討していただきます補助金制度はこうした活動を支援するために設けたものですが、近年の厳しい財政状況の中、限られた財源を補助金として使い勝手がよく、効果的・公平に運用していくためには、制度の見直しが必要となりました。</p> <p>皆様からは、よりよい仕組み作りのために多くの意見をいただきたいと考えているところでございます。</p> <p>皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>社会教育部長はこの後、ほかの公務がありますので、退席させていただきます。</p>
事務局	<p>次に、この懇談会の設置概要について私から説明させていただきます。</p> <p>資料1を御覧ください。</p> <p>本懇談会は、市民の方々による社会教育活動や文化芸術活動を支援する旭川市の補助金制度について、その見直しを行い、より効果的な制度を構築するにあたり、市民の皆さまの御意見を参考とすることを目的に設置するものであり、制度の見直しに関する御意見をいただくものです。</p> <p>なお、本懇談会は法律又は条例に定める附属機関とは異なるため、皆様からの答申をいただく形になっておりません。このため、本懇談会で、いただいた御意見につきましては、補助金の制度見直しについて参考とさせていただきますので、御理解いただきたいと存じます。</p> <p>次に、資料2を御覧ください。本懇談会は、社会教育活動や文化芸術活動に関わっておられる方6名、学識経験者1名、公募により選任した方1名の計8名で構成しております。</p> <p>本懇談会の期間につきましては、平成29年10月17日から平成29年11月30日までとなっております。</p>
事務局	<p>ここで、本日の参加者の皆様を紹介させていただきます。資料2を御覧ください。</p> <p>お名前をお呼びしますので、御起立の上、簡単に自己紹介をお願いします。</p> <p>～参加者自己紹介～</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

事務局	次に事務局の職員を紹介させていただきます。 ～事務局職員自己紹介～
事務局	それでは、議事に入るに当たり、懇談会の進行役の選任を行いたいと存じます。 資料1を御覧ください。進行役につきましては、第5条において、「参加者の互選により定めた進行役が行う」と規定しておりますが、どなたか自薦又は推薦はありませんか。 なければ、事務局案を示してもよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) ～以下、事務局案を提示したところ参加者から異議はなく、事務局案で進行役が決定する～
進行役	では議事に入りたいと思います。 議題(1) 懇談会の運営方法について、事務局から説明してください。
事務局	資料3-1を御覧ください。 まず、会議の公開・非公開についてですが、本懇談会は、個別の補助金の審査に関する事項などの公開することにより支障のあるものではないため、附属機関の会議の公開等に関する事務取扱基準の規定に準じまして、公開となる会議に該当します。 従いまして、本日の会議につきまして、開催日時と場所、傍聴ができること等を旭川市ホームページにおきまして、あらかじめ公表しております。 会議の傍聴に関しましては、資料3-1の第3にありますように、傍聴者の遵守事項を定め、会議の円滑な進行と適切な傍聴を図ります。 次に、会議録の作成方法及び公表内容についてですが、この会議の議事につきましては、会議録を作成し、旭川市ホームページにて公表いたします。また、参加者名簿を旭川市ホームページにて公表いたします。 会議録は、発言された方の氏名及びその発言内容の要旨を記載する要点記録の形式で作成いたしますが、公表を行う際には、発言された方の氏名は記載せず、発言者につきましては、「参加者」、「進行役」又は「事務局」といった形での表記としたいと考えております。 以上、懇談会の運営方法(案)の御説明とさせていただきます、御承認をいただきたいと存じます。
進行役	それでは今の説明に対して、御質問等がありましたらお願いします。
参加者	会議録を作成し、旭川市ホームページにて公表するということですが、いつ頃まで公表されるものですか。
事務局	次年度末までの公表を予定しています。

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

<p>進行役</p>	<p>他に御質問等がありますか。</p> <p>特に御発言がないようですので、懇談会の運営方法については事務局の説明のとおりとします。</p> <p>それでは、議題（2）補助金制度について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>アの制度概要のうち、社会教育活動補助金制度に関して、資料4-1に沿って概要を御説明いたします。根拠となる要綱は資料4-2となります。</p> <p>では、資料4-1を御覧ください。</p> <p>「1 目的」ですが、家庭教育の充実や地域の教育力の向上を目的として、家庭教育や地域と学校の交流などの社会教育活動を支援するため、これらの活動を行う団体に対し、事業の開催に当たり、資金面で支援が必要と認められる場合に補助金を交付するものです。</p> <p>「2 補助対象者」ですが、旭川市内に拠点を置く社会教育活動団体等です。1つ目は地域・学校交流活動団体、具体的にはコミュニティスクール運営委員会、2つ目は家庭教育支援・学習団体、具体的には学校にある家庭教育学級や民間の家庭教育学習団体、3つ目はその他社会教育活動団体、具体的には民間ボランティア団体です。</p> <p>「3 補助対象事業」ですが、家庭教育支援事業と地域の教育力向上を図る事業の2つがあります。地域の教育力向上を図る事業は資料にありますようにア～ウの3つに分かれます。しかし、いずれの事業も、市や市教委から直接的又は間接的に補助を受けるものは対象となりません。</p> <p>「4 補助対象経費」ですが、補助対象経費は報償費、例えば外部講師の謝礼、消耗印刷費、例えば児童生徒用の教材費やチラシ・資料等の用紙代、通信運搬費、例えば案内チラシの郵送代、手数料、使用賃借料、例えば会場使用料です。なお、事業に向けての事前準備費や事前研修費、飲食費、予備費などは補助の対象とはなりません。</p> <p>「5 補助金交付額の算定方法」ですが、表の左側にあるそれぞれの事業区分について、表の中央の欄の補助基準額と実際に要した補助対象経費を比較して少ない方の金額に、表の右側にある補助率をかけて算出します。また、旭川市が補助金として配分した予算の範囲内の額という要件を満たす必要もあります。</p> <p>「6 補助金交付期間」ですが、同一団体に対する同一事業への補助金の交付は連続して3年を限度としています。3年連続して補助金を受けた団体は、補助金を受けた最終年度の翌年度から2年後でなければ、同一事業に関する補助金を受けることができません。例えば、27～29年度まで読み聞かせで補助金を受けた団体は30～31年度まで読み聞かせで補助金を受けることはできません。</p>
<p>進行役</p>	<p>アの制度概要のうち、社会教育活動補助金制度に関して、御質問等がありますか。</p>
<p>進行役</p>	<p>資料4-1「5 補助金交付額の算定方法」の表について、補助基準額「上記以外のもの」、「6万円」となっているものは、補助率2分の1以内となっていますが、例えばどんなものがありますか。</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

事務局	家庭教育に関する講演会など、学習活動が長い期間かけて行われるものでなく、比較的単発のものが考えられます。
進行役	例えば、「上記以外のもの」で、総額10万円の補助対象経費の場合、10万円の半分の5万円が補助金の交付額となるのですか。
事務局	「上記以外のもの」では、10万円と、補助基準額6万円とを比較し、少ない方の金額に、補助率2分の1をかけて、補助金の交付額を算出します。 この場合、補助金の交付額は3万円となります。
進行役	では、「上記以外のもの」で、補助金の交付額が3万円と明記したらどうですか。もう少しわかりやすい表記にならないですか。
事務局	平成27年度までは、「上記以外のもの」で、補助金の上限額ということで、3万円と明記していましたが、補助金の算定方法をより明確にするため、上限額ではなく、かかった事業費を主とした現行の表記に要綱を改正しております。
進行役	「上記以外のもの」で、補助金の上限額は3万円の2分の1となるのですか。
事務局	「上記以外のもの」で、補助金の上限額は、6万円に対する2分の1のため、3万円となります。
事務局	根拠としては、社会教育活動補助金交付要綱（資料4-2）の別表などによって、補助金の算定方法等を明示しているものです。
事務局	「学習活動日が3日以上5日未満のもの」や「学習活動日が5日以上のもの」の場合は、補助率が10分の10以内となっていますので、補助基準額と実際に要した補助対象経費を比較して少ない方の金額がそのまま補助金の交付額となります。
進行役	総額2万円の補助対象経費の場合、「上記以外のもの」で、補助金の交付額は1万円となるが、「学習活動日が5日以上のもの」では2万円となるということですね。
事務局	そうです。
進行役	家庭教育支援事業で、学習活動日が2日の事業（「上記以外のもの」）と学習活動日が3日の事業（「学習活動日が3日以上5日未満のもの」）が同じ内容だった場合、2日の事業の補助金（上限）は3万円、3日の事業の補助金（上限）は2万円となる。（学習活動日の多い）3日の事業の方が補助金は少なくなってしまうのではないですか。
事務局	社会教育活動補助金制度については、「上記以外のもの」と異なり、学習活動日が3日以上のものについては、複数の学習方法を取り入れてもらうこととなっており、また、比較的長い期間で取り組んでももらうこととなっています。
事務局	学習活動日が増えるとその分、講師への報償費や会場使用料など費用が掛かることになるので、学習活動日が2日で経費が10万円、学習活動日が3日で経費が2万円など、「上記以外のもの」より「学習活動日が3日以上5日未満のもの」及び「学習活動日が5日以上のもの」の経費が少なくなることは基本的には想定していません。

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

参加者	私の団体は、社会教育活動補助金の交付を受けているが、学習活動日が多くなると、外部講師を呼ぶことができる回数が限られるという印象を受けています。
事務局	家庭教育支援事業に係わる社会教育活動補助金については、要領というものを作成していて、例えば、「学習活動日が3日以上5日未満のもの」では、講義・講演と実習のように、複数の学習内容を組み合わせて御利用いただくということを詳細にお示ししています。
進行役	しかし、「上記以外のもの」と、「学習活動日が3日以上5日未満のもの」及び「学習活動日が5日以上のもの」とで、学習内容が同じとなることはありうるのではないですか。
事務局	お話の途中ですが、まずは、制度概要の説明を一通りさせていただき、説明が終わった後に、改めて皆様から意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
進行役	<p>学習活動日が少ない方がもらえる補助金が多くなるなどのポイントについては、事務局で一度整理していただき、次回の懇談会で改めて御説明いただくことでよろしいです。</p> <p>それでは、文化芸術事業補助金制度について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>アの制度概要のうち、文化芸術事業補助金制度に関して、資料5-1に沿って概要を御説明いたします。根拠となる要綱は資料5-2、5-3となります。</p> <p>では、資料5-1を御覧ください。</p> <p>1つ目にこの制度の趣旨ですが、市民文化の向上、文化のかおり高いまちづくりに寄与することを目的として、市民の方々による文化芸術活動を支援し、活発化させていくため、文化芸術関係団体を対象に公募を行い、事業の開催に当たり、資金面で援助が必要と認められる場合に補助金を交付するものです。</p> <p>2つ目に補助対象者です。</p> <p>補助対象者は、旭川市内に住所及び活動拠点をおいていること、資料5-2旭川市文化芸術事業補助金募集要綱の別表1にある単独の団体の場合は構成員の過半数を旭川市民が占めること、別表1にある連合的な組織の場合は構成団体の過半数を市内の団体で占めること、団体の規約・定款等を備えていること、目的及び内容が適正で明確な会計経理が行えること、団体結成後3年以上の活動実績等を有していること、以上5つの要件があります。</p> <p>3つ目に補助対象事業です。</p> <p>補助を受けるためには、本市で開催すること、団体自らが企画・主催すること、市民に鑑賞などの参加機会を設け、事業成果が市内に広く波及することが期待できることの3つの要件を満たす必要があります。</p> <p>4つ目に補助金額です。</p> <p>まず、別表1の左欄にあります補助対象者の区分について、それぞれ補助上限額が設けられています。</p> <p>次に、補助対象経費の2分の1の額を算出し、この額と補助上限額を比較して、少ない方の金額を交付します。</p> <p>また、旭川市が補助金として配分した予算の範囲内の額という要件を満たす必</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

	<p>要もあります。</p> <p>対象となる事業経費ですが、事業の開催そのものや宣伝に必要な経費を補助の対象としています。なお、事業に向けての準備に要する経費や事務局に係る経費などは補助の対象とはなりません。</p> <p>5つ目に手順の流れです。</p> <p>まず、12月に広報誌や報道依頼などにより、補助金要望の周知を行います。</p> <p>1月から3月まで補助金募集を受け付けますので、この期間に補助金交付要望書のほか、団体の概要、事業計画や収支予算に関する書類を提出していただきます。</p> <p>教育委員会では、提出された書類をもとに、その団体及び事業の目的や内容が要綱に定める要件に適合するかを審査し、要望の採否を決定後、4月下旬までに申請者に通知します。なお、この時点で、要望の総額が予算額を超えていた場合は、交付回数が少ない順に採択し、交付回数が同一の場合は、抽選を行います。また、予算額を超えた実績はございません。</p> <p>採択された事業につきましては、補助金交付申請書のほか、団体の概要、事業計画や収支予算に関する書類を事業の実施日前までに提出していただきます。</p> <p>教育委員会では、提出された書類をもとに、その団体及び事業の目的や内容が要綱に定める要件に適合するかを審査し、補助金交付の可否を決定します。交付する場合は、交付する補助金の額も合わせて決定し、申請者に通知します。</p> <p>補助金の交付が決定した事業につきましては、事業の完了後、実績報告を行っていただきます。教育委員会では、この実績報告をもとに、収支状況や事業の成果等が、補助金を交付する要件に適合するかを審査した上で、交付すべき補助金の額を確定して通知し、補助金を支出します。</p>
<p>進行役</p>	<p>アの制度概要のうち、文化芸術事業補助金制度に関して、御質問等がありますか。</p>
<p>進行役</p>	<p>特に御発言がないようですので、議題（2）のイ 検討の視点に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>補助金制度見直しにあたっての検討の視点についてであります。</p> <p>ただいま説明いたしました資料4-1及び5-1の【参考】にもありますように、両補助金ともに厳しい財政状況の影響を受けており、限られた予算のなかで、市民にとって使い勝手が良く、効果的かつ公平な補助金制度であることが求められております。</p> <p>見直しの対象となってくるのは、例えば、補助金額、申請手続き期間、団体実績等の資格要件、交付団体の審査方法、制度見直しの3年に1度などの定期化、統合による両補助金運営の効率化など、いろいろな点があると考えられますが、いずれにしても、意見交換に当たっては、市民にとって使い勝手が良く、効果的かつ公平な補助金制度といった視点を念頭に置いていただきたく存じます。</p>
<p>進行役</p>	<p>議題（2）のイ 検討の視点に関して、事務局から説明がありましたが、何か御質問等がありますか。</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

進行役	補助金制度の見直しは、定期的に何年に一度行うという仕組みがあるのですか。
事務局	特に、仕組みとしてはありません。 文化芸術事業補助金制度に関しては、平成26年度に施行した要綱に基づくもので、それから3年が経過しております。その要綱は、平成24年度から平成25年度にかけて見直し作業を行い、資格要件など様々な点の改正を行ったものです。 今後の見直しについては、皆様からの御意見やアンケート結果などを踏まえて中身を考えてまいります。
進行役	今回見直しを行った結果が、いつまでに反映されるかは未定ということですね。
事務局	素案づくりは、これからとなります。
進行役	今回見直しが定例のものでないとするば、今年度の予算額が例年よりも減少していることもあって、このような懇談会を設けたのですか。
事務局	近年の予算の減少傾向や、3年ほどで制度を見直していくべきという意見などを踏まえて今回設けました。
参加者	前回の文化芸術事業補助金制度見直しの際、懇談会は設けたのですか、それとも、内部だけで行ったのですか。
事務局	前回は懇話会という名称で行っていて、参考意見を頂いて素案に反映させ、それにまた参考意見をいただくという形で行いましたが、今回いただく意見は、今後の見直し作業の参考とさせていただくことになります。
参加者	平成28年度、平成29年度と年々補助金の予算が減っていますが、平成30年度、平成31年度も減っていくと考えていますか。
事務局	予算について、将来的にどうなるかは何とも言えない状況です。 ただ、市の財政状況は確かに厳しい状況にはあります。
事務局	予算は、財政部署から実績がどれだけあったかということで査定される場合があります。文化芸術事業補助金については、予算に対して不用額が出ていたという状況がありましたが、平成29年度は出ておりません。
進行役	それでは、議題（3）の意見交換に入ります。 これまでにお話のあった制度説明や検討の視点を踏まえて、皆様の文化芸術や社会教育の活動経験、補助金への考えなどについて、御意見等いただきたいと思っております。
参加者	資料5-1の補助金額に関して、補助対象経費が70万円だったら、補助金額はその2分の1以内となるということによいのですか。
事務局	補助対象者が、40団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の文化芸術活動の分野が多岐に渡る）の場合、補助対象経費の2分の1の額を算出し、この額と補助上限額を比較して、少ない方の金額を交付します。 補助対象経費が70万円だったら、その2分の1の額が35万円で、補助上限額が30万円であるから、補助金額は少ない方の30万円となります。

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

参加者	<p>予算を決めてから、補助金の募集をするのですか。</p> <p>申込額が少ない方を（優先的に）補助金対象とすることはしないのですか。</p>
事務局	<p>予算を決定する前に募集しますが、募集結果を踏まえて予算を決定する訳ではありません。</p> <p>申込額が少ない方を優先的に補助金対象とすることはありません。</p>
進行役	<p>募集を受け付けた後、予算額が決定されるまでに申込の審査は行うのですか。</p>
事務局	<p>1月から3月まで補助金募集を受け付けた後、4月に審査を行います。明らかに補助の要件にあっていないものは、対象外となります。その時点で、予算は決定している状況です。もし、予算を超える状況であれば、要綱に基づき抽選となります。</p>
進行役	<p>補助決定後に事業計画等を提出してもらうのですか。</p>
事務局	<p>1月から3月までの補助金募集期間に補助金交付要望書のほか、団体の概要、事業計画や収支予算に関する書類を提出していただいています。</p>
事務局	<p>資料5-1の「5 手続の流れ」を参照してください。</p>
参加者	<p>今年度、募集締切以降、申込みが予算を超えたとのことで、抽選になるという連絡があった。どの時期に補助金は決定となるのか。</p>
事務局	<p>3月末で新年度の予算が決定するが、審査は4月ということです。</p>
進行役	<p>例えば、3月末で、市の予算が100万円ついたとして、それまでに200万円分の要望が来ていて、4月に抽選で決定するというわけではないか。</p>
参加者	<p>それでは、100万円当たらない団体が発生する。</p> <p>予算よりも要望額が増えたのは、市では決定する段階でわかっていたのですよね。</p>
進行役	<p>4月の要望書の審査の際に抽選して初めて決定するということですね。</p> <p>要望額が100万円以内であればそのまま決定するし、100万円を超えれば抽選で決定するということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
参加者	<p>募集締切時点で、申込みが予算を超えたとのことで抽選になるといいますが、どのような方法で行うのですか。</p>
事務局	<p>まだ実績がなく、くじ引きの仕方は決めておりません。</p>
参加者	<p>新年度4月になって、申請していた補助金が当たらないことがあると、事業が立ちいかなくなります。抽選という手法で補助金を決めるのではなく、補助金の限度額を少し減らしてでも広く団体に交付するなど市の教育委員会で考えていただきたい。</p> <p>文化会館の会場を取るための抽選などとは、性質そのものが異なります。</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

進行役	<p>その見直しのためにこの懇談会で皆様から意見を出してもらっているということですね。</p> <p>今年は補助額が予算を超えたけど、抽選せずになんとか実施したということですか。</p>
事務局	<p>資料5-2「旭川市文化芸術補助金募集要綱」の第7条第2項と第3項では、採択区分ごとに前5年間の交付の回数が少ない者から採択し、補助金の交付を受けた回数が同一である者の全てを採択することができないときは、抽選により採否を決定する旨規定していますが、いままでは抽選の実例がありませんでした。</p> <p>今回は、抽選で決定すると申請団体にいろいろ影響を与えることを考慮して、抽選にならないように対応しました。</p>
進行役	<p>それは予算額を増やして対応したということですか。</p>
事務局	<p>予算自体はそれぞれ枠があって、簡単に増減することは難しい。</p> <p>今年度は、抽選を回避するために調整したことになります。</p>
参加者	<p>社会教育活動補助金制度に関して、資料4-1によると、平成28年度、平成29年度と予算額が減ってきていますが、その経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>市の厳しい財政状況において、予算全体の調整の中で、実績ベースをもとに削減されたものです。</p>
参加者	<p>予算は実績の積み上げが必要なのであれば、多くの団体に制度を知ってもらう必要があると思います。</p> <p>私も、他の団体にも声かけをさせてもらったが、別の補助制度を申請したあとでありました。周知に時間がかかると、申請ができた団体もどんどんその機会を失うことになります。</p> <p>社会教育活動団体は手弁当で行っているところが多く、補助金予算が削減されると困る団体が出てきます。</p> <p>平成29年度は事情があり申請できませんでしたが、もし申請していたら、予算額を超えて、補助金が交付されない団体が出てきた可能性があったと思います。</p>
進行役	<p>社会教育活動補助金制度の方は、抽選ではなく案分で決定になるのでは。</p>
事務局	<p>そうです。予算を超えた申請があった場合は、一律7掛けなど減額して、全ての団体に交付する準備をしていました。</p>
事務局	<p>毎年、予算を要求はしていますが、市の厳しい財政状況において、実績ベースをもとに削減されている状況です。来年度も、今年度と同様の予算を確保できるかは確約できませんが、市としてもできるだけ多くの団体に利用してもらいたいと考えています。</p> <p>現状では、申請が予算を超えた場合、社会教育活動補助金の方は案分で、文化芸術事業補助金の方は抽選でと、異なる方法で決定していますが、同じ補助金としてこのままでよいかということもあり、皆様の御意見を頂ければと思います。</p>
参加者	<p>文化芸術事業補助金において、年度によって決算額に上下があるが、継続事業ばかりでなく、記念事業といった単年度の申請があることも影響しているのでは。毎年、同じような団体が同じように申請するとは限らないのでしょうか。</p>

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

事務局	そのとおりです。
参加者	毎年、予算要求時に、多めに予算要求されているのでしょうか。
事務局	なるべくそのようにしていますが、財政担当から実績ベースを元に削減されることもあります。
参加者	私達の団体では、平成29年度に初めて文化芸術事業補助金の申請を出して交付の対象となりましたが、それまではこういう制度があることを知りませんでした。毎年、申請することはできるのですか。
進行役	社会教育活動補助金の方は、3年連続して補助金を受けた団体は、補助金を受けた最終年度の翌年度から2年後でなければ、同一事業に関する補助金を受けることができませんが、文化芸術事業補助金制度の方は、毎年申請することが可能ということですね。
事務局	現状ではそのとおりです。
参加者	では、要件に合致さえしていれば、毎年、申請することができるのですね。私達の会でもメンバーが減少していることもあり、補助金が対象となれば、会を維持するうえでも大変ありがたいことと考えています。
進行役	地域の文化や芸術活動を担う団体をきちんと維持していくということは大事なことであり、これで地域の催しができなくなったらますます先細りになってしまいます。是非とも補助を申請していただきたいと思います。
参加者	旭川は、地域の拠点都市ですね。東川町のように、写真、絵画、書といったものを中心とした会館を造っていただきたいと要望しているところです。
参加者	社会教育活動団体でも、文化芸術活動を補助の対象にすることはできないのですか。私達の団体でも、子供達のために音楽鑑賞等の機会を与えてあげたいと活動しています。
事務局	文化芸術事業については、文化芸術関係団体を対象としており、社会教育活動補助金の対象にはなじまないものです。
事務局	文化芸術事業補助金については、現状では、規約で文化芸術を目的とする団体を、補助対象とさせていただいています。
進行役	例えば、委員の団体の規約等を改正することはできないのですか。
参加者	すぐに規約（要綱）を改正することは難しいのであれば、今回、社会教育活動補助金制度と文化芸術事業補助金制度との統合もあるとするならば、今後検討していただけないでしょうか。
参加者	文化活動を自前で行わなくても、私達のように、出場する団体が負担金を支払うことで入場料を取らないという団体もあり、文化芸術活動を行う際にそのような機会を利用するという方法もあります。もし、関心があれば、私達の団体に御相談いただければと思いますし、そのよ

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

	うな団体同士の連携も大切なことではないでしょうか。
参加者	私達の発表会は有料で、参加する団体に入場券を売ってもらっていますが、もし社会教育団体から御相談をいただければ御事情を考慮して招待させていただくことはできると思います。
進行役	社会教育活動団体が文化芸術活動を行うことも、ある意味、社会教育の一環とは言えないでしょうか。社会教育活動といっても、様々な内容のものがありますよね。
事務局	現状では、文化芸術事業補助金制度において、要綱の中で、文化芸術活動を目的とする文化芸術関係団体を対象としております。
参加者	社会教育活動補助金制度に関して、学習活動日ではなく、参加する子供の人数を基に補助金交付額を決定するというにはならないでしょうか。
参加者	私達の社会教育活動団体としては、申請の段階で参加する子供の人数を予測することは難しいです。
事務局	ある程度の学習期間もあるため、延べ参加人数については幅もあり、参加する人数を基に補助金交付額を決定するというには難しいと考えております。
進行役	今回、皆様から出して頂いた様々な意見を、事務局側で整理していただき、次の会議はこれらをまとめたものを基に、議論を深めていきたいと思っております。 以上で意見交換を終了します。
事務局	学習活動日が少ない方がもらえる補助金が多くなるなどのポイントについては、事務局で一度整理して、次の懇談会で改めて御説明いたします。
進行役	それでは、議題（４）の今後の日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、懇談会の全体のスケジュールですが、２回目を10月下旬から11月の頭にかけて、３回目を11月中旬に行いたいと考えております。 ２回目及び3回目の具体的な候補日としては、今回と同じ時間帯で11月1日、2日、8日、9日、10日、15日、16日、17日又は22日と考えております。 この辺りを中心に皆様の日程調整させていただきたいと思っております。 日程調整表をお送りしますので、日程表に御記入の上、御返送ください。
事務局	今回欠席している方にも確認の上、開催日時が決まり次第、御案内させていただきます。
進行役	以上で、本日の議題は全部終了となりました。 懇談会の進行を事務局にお返しします。
事務局	最後に、7の「その他」でございしますが、あらためて、全体を通して何か御意見・御質問はありませんか。
参加者	次回はどのような内容を話し合うのですか。
事務局	今回は最初の会議ということでもあり、制度の説明等を中心にフリートークの形を取りながら皆様から様々な意見を出していただきました。 次回は、これらをまとめたものを基に、議論を深めていきたいと思っております。
事務局	次の懇談会までに御質問等があれば、随時、事務局まで御連絡くださるようお願いいたします。

第1回 旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会 会議録

事務局	この懇談会に関わる会議録については、公表前に委員に案を送付させていただき、御確認いただくこととさせていただきます。
事務局	これで第1回文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会を閉会します。 ありがとうございました。